事 務 連 絡 令和2年4月17日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

保健所設置市 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・ 輸送マニュアル」の改訂について

各医療機関、保健所においては、新型コロナウイルス感染を疑う患者に検査を 実施するに当たって、その検体の取扱いについて国立感染症研究所が作成した 「2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュア ル(以下「マニュアル」とする。)」を参照いただいているところです。

このたび、マニュアルを別添 (新旧対照表) のとおり改訂したとの連絡が国立 感染症研究所からありましたので、お知らせします。改訂の概要については下記 のとおりです。このことについて、貴管内医療機関等に対し周知いただきますよ うお願いいたします。

記

- 1. 検体採取に当たって、レーヨンスワブなどの使用も可能であること。
- 2. 病原体検査のための検体又は病原体等の運搬に当たって、ジュラルミンケースによる包装は不要となったこと。

## 【問い合わせ】

1. について

医政局経済課

担当:伊東 (代) 03-5253-1111 (内線 4601)

2. について

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 技術総括班

担当:竹下 (代) 03-5253-1111 (内線 2934)